

H30年10月17日

三田市議会議長

様

本会派（私）は、政務調査活動・先進地調査等報告書を下記のとおり提出します

会 派 名	盟政会	代表者	福田 秀章	印
		議員名		
派遣者氏名	今北義明・福田秀章・森本政直・幸田安司・白井和弥			
視 察 先	① 長野県安曇野市 ② 長野県諏訪市 ③ 長野県塩尻市			
調査事項 (調査目的)	① 土地利用制度について ② 自治体が行なうクラウドファンディングについて ③ 条例指定 NPO 法人制度について			
日 時	H30年10月2日(火)～ H30年10月4日(木)			
視察先対応者	① 安曇野市都市計画部都市計画課久保田薫氏 ② 諏訪市男女共同参画課課長柿澤吉廣氏・係長矢崎博之氏・主査河西俊明氏 ③ 塩尻市市民交流センター生涯学習部交流支援課長 山崎浩明氏 係長酒井千鶴子氏			
添付資料	① ・安曇野市の土地利用制度について・安曇野市土地利用ガイドライン ② ・行政視察次第・プロジェクトチラシ・パンフレット・バス時刻表 ③ ・視察用資料冊子・塩尻市議会概要			

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時

H30年10月2日(火) 15時00分～16時00分

視察先

長野県安曇野市

調査事項

土地利用制度について

(調査結果の概要)

平成17年安曇野市は豊科町・明科町・穂高町・堀金村・三郷村の3町2村の対等合併により誕生した。豊科町昭和46年から市街化区域の線引きがおこなわれており、穂高町では平成11年からまちづくり条例に基づくゾーンニングが行われ、明科町・三郷村・堀金村では都市計画区域のみが存在するという3種類の土地利用が行われていた。

安曇野地域合併協議会における確認事項として、合併後5年を目途として全市統一の土地利用制度運用を行えるように調整する事が確認されていたため、H18年の合併をきっかけにH24年からの運用開始を目指して調整がはじまった。課題は大きく3つあり、①区域区分(線引き)制度導入の適否の判断・②郊外における宅地開発の適正な管理・③新たな制度導入に対する市民の理解であった。H18年に「今後どのような土地利用の統一ルールでまちづくりを進めるのが望ましいか」というアンケートに対して、「土地利用制度で開発規制派」が52.1%と「土地利用制度で開発容認派」が39.7%を合わせて91.8%となり方向性は分かれるものの、「土地利用制度緩和派」3.7%とその他4.5%を大きく上回り、環境保全のための規制が必要とされていることがわかった。しかし、総論として規制強化を望む声が多い一方で、各論段階では規制による私権制限に対してかなり厳しい反発の声がおこるという「総論賛成各論反対」という状況があった。線引き制度を市全域に広げれば地主の権利を大幅に制限し強い反発を招くかもしれないし、緩やかな網掛けでは乱開発が進む恐れがあるという中、H20年9月に市の方針が示され、自主条例を用いた統一制度の制定をはかる事となった。

このような背景のもとH22年9月に「安曇野市景観条例」が制定された。条例内では、農地・宅地・商工業・景観・住民参加の5つのカテゴリの中に11の原則が定められた。また、市内を拠点市街区域・準拠点市街区域・田園居住区域・田園環境区域・山麓保養区域・森林環境区域の6つの区域に区分し、それぞれの持つ方向性(どのような区域か)を明示した上でそれぞれの開発基準を設定した。その中で拠点市街化区域・準拠点市街化区域・田園居住区域の13か所を拠点と定め、そこを重点的に開発していくといういわばコンパクトシティ構想を先駆けて実施するという内容であった。その為田園環境区域では安曇野市独自の基準が設定してある。その一つが10戸以上の宅地が連なる集落と道路に対して、3辺が隣接していないと新しく家を建てられないというものであった。これについては個人や業者などから「厳しすぎる基準だ」とか「人口が市街に流れていく」などの意見が多数寄せられ規制による私権制限に対してかなり厳しい意見が地域懇談会などの場で個々にあったが、「これを外すと条例の意味がなくなる」という強い意志をもって対応した。同時に詳細な図面をパソコンでみれるようにしたり、ガイドラインを用いて丁寧な説明を心がける等、理解を得る事にも注力した。その後H28年には太陽光施設に対して面積要件等の基準を明確にするような改正などを行いながら現在に至っている。

条例の効果として、条例施行前後を比較すると都市機能の集約を図るべき区域の申請件数が増加し、良好な環境を保全すべき区域の申請件数が減少している部分で効果的に機能していることが伺えるうえ、条例施工後においても近隣市と比較して新設住宅着工戸数は県内平均と同程度であることから心配されていた新築の市外流出はおこっていないと判断しているとのこと。

(所見)

県が区域区分(線引き)制度の拡大方針を示す中、独自の条例を用いて線引き制度を撤廃したことは驚きであるが同じ事が三田市でもおこなえるかという事には疑問も抱く。説明の中で「やりたい目的があって、それを達成する為に手法がある、条例制定はその手法のひとつだ」という言葉が印象的であった。三田市においても市街化区域・市街化調整区域の課題や意見が多数見受けられるが、三田市がどのような将来像を描いていくのかを今一度検討し、その手法を考える良い機会となる研修であった。

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時	H30年10月3日(水)10時00分～11時30分
視察先	長野県諏訪市
調査事項	自治体の行うクラウドファンディングについて
<p>(調査結果の概要)</p> <p>諏訪市では人口・市域が三田市のおよそ半分の町で工業中心の町である。その為ふるさと納税の主力返礼品は資産性の高いものや家電が中心で年間12億円の収入を得ていた。H29年4月にふるさと納税制度における返礼品の見直し要請により、高額返礼品を中止するとふるさと納税の収入額は半減し、次の手法を考える中でGCF(ガバメントクラウドファンディング)が検討された。もう一つの背景として諏訪市では市のマスコットキャラクターの「かりんちゃん」の名前がついた公共交通バス「かりんちゃんバス」が運行されていた。5路線32便で運行されていたが、H29年10月のダイヤ路線改正により、諏訪市の外周を回り市の観光スポットを連結させる目的で2路線増やし、7系統34便での運航に切り替わった。増便された2系統は観光路線として、観光客を誘致するために広く周知したいという思いがあった。諏訪市では諏訪市公認宣伝キャラクターの「諏訪姫」というキャラクターがいる。7年前に民間企業からの提案で設定されたキャラクターだが、7年間で認知度も上昇しており、この民間企業が開設した公式ファンクラブもある。フィギアなども制作されており一部のコアな諏訪姫ファンもおり、フィギアを求めて諏訪市を訪れる観光客も増えていて、新しく設定されたバス路線には諏訪姫のフィギア等を扱う直売店もあった。</p> <p>このような背景の中、制作会社から「すわ外周線」の周知をはかる目的でバスに諏訪姫のラッピングをする提案があった。諏訪市地域戦略・男女共同参画課地域戦略係ではふるさと納税と公共交通を担当していたので、ふるさと納税からの歳入減への対応と新しく増便する観光路線の周知の為にラッピングバスを作成する事を決定し、その手法としてGCFを採用した。事業名：かりんちゃんバス諏訪姫号プロジェクトはH29.10.1～H29.12.27までの88日間で実施されバスのラッピング費用100万円が目標額であった。返礼としては費用に応じて大きさを変えてバスに名前が掲載される他、オリジナルフィギアやバスの乗車券、ステッカーが設定され、観光関係の市内企業に寄付の呼びかけを行った他、制作会社と連携して公設ファンクラブにも呼び掛けた。結果としては、目標100万円に対して、90件153万2千円が集まった。100万円到達時に寄付を打ち切る案もあったが、そのまま継続し、余った費用でパンフレット類を整備した他、諏訪姫の声で各観光地の案内音声を生かすようにした。また、諏訪姫号のPRの為に市主催のイベントでバスを展示しているが、来場者からは概ね好評を得ているとの事。ラッピングバスの増産を訊ねたが今のところ予定はないとの事。尚、諏訪姫の著作権自体は制作会社が持っている。</p> <p>(所見)</p> <p>諏訪姫の売り込みは着ぐるみをはじめストーリー性やフィギアが存在などをみても民間企業だからこそ出来ている面がある。ラッピングバスの完成度も市単独では決して達成できていないと感じる。市内には諏訪姫デザインの自動販売機も多数あり、諏訪姫の存在が諏訪市に大きな良い影響を与えている事は容易にわかる。諏訪姫の存在は市が公認宣伝キャラクターの募集を行ったところこの制作会社からの応募があり実現した。また、実在した諏訪御料人の存在を現代風にデフォルメしたかわいい女の子という設定も素晴らしいと思う。三田市においてもマスコットキャラクターのキッピーがいるが、宣伝用公認キャラクターの募集も考えて良いのではないか。ただ、諏訪御料人の様なモデルがいるかどうかや制作会社の技量に左右される面が多く、市の判断でどうこう出来るものではないが、その様な機会が訪れた際には是非とも前向きに検討して頂きたい。</p>	

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時	H30年10月4日(木)10時00分～12時00分
視察先	長野県塩尻市
調査事項	条例指定NPO法人制度について
<p>(調査結果の概要)</p> <p>H27年11月11日地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に関する基準、手続き等を定める規則が改正された。</p> <p>これを受けて塩尻市ではH28年3月28日に地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を制定した。これまでは認定NPO法人・NPO法人・NPO(法人格なし)の3種類があり、寄付者が寄附をする事によって税制優遇を受ける事が出来るのは認定NPO法人のみであった。認定NPO法人になるためのハードルは極めて高く、塩尻市内でも1社のみであったが、この条例制定により、先の3つに加えて条例指定NPO法人が新設される事になった。H30年10月現在で12の法人が条例指定NPO法人となっている。</p> <p>条例指定されたNPO法人に寄附した市民は個人市民税の控除を受ける事ができる。計算式は(1月から12月の寄附合計額 - 2,000円) × 6% = 減税額(翌年度の市民税から減税)となっている。NPO法人でのアンケートを集計したところH27年の寄附額が11団体で53万円程度であったが、H28年の合計は67万円で14万円ほどが増加した。H28年の個人市民税の減税額は8件の寄附に対して3,500円であった。これは金額的には僅かであるといえる。減税額を理由に条例指定NPO法人への寄附を増大させる事は現実的とは言えない。</p> <p>しかし、認定NPO法人を目指す法人を少しでも支援する為、条例指定の申し出があったときに慌てずに対応できるようにと塩尻市では条例を指定したとの事であった。</p> <p>(所見)</p> <p>三田市においても条例指定の動きがある。先に述べたように条例の制定により、急に大きな変化が現れるというものではないが、NPO法人の活動を支援する為、また申し出があったときに慌てる事の無いように条例を整備する事は必要な事であると思う。また、塩尻市でも条例制定後時間も経っていないので今後徐々にふえていくであろうとの事であった。</p>	